

山梨学院大学ガバナンス・コード<第1版>  
点検報告書

2022年9月21日

学校法人 C2C Global Education Japan  
山梨学院大学

学校法人 C2C Global Education Japan 山梨学院大学は、学校教育法、私立学校法などの法令を遵守し、適正かつ透明性の高い大学運営を行っております。

本大学は、社会から信頼される高等教育機関として、「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード〈第1版〉」に準拠し、「山梨学院大学ガバナンス・コード」を策定しております。

本大学が、適切なガバナンスのもと、時代の変化に対応し、優れた教育を提供し続けるため、「山梨学院大学ガバナンス・コード」の自律的な点検を通してその結果を公表し、常に改善と成長を目指す大学であることを、お知らせします。

## 目 次

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	4
1-1 建学の精神	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	7
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	13
3-1 学長	
3-2 教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	15
4-1 学生に対して	
4-2 教職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）	18
5-1 情報公開の充実	



## 第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

### 前文

学校法人 C2C Global Education Japan 山梨学院大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

他の私立大学と同様に、本大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、地域社会において高等教育からのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、本大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学としての教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

### 1-1 建学の精神

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 建学の精神</b></p> <p>本大学は、創立者古屋眞一及び古屋喜代子が、終戦直後の荒廃した状況の中で、今後の日本の復興の礎は教育にあると考へ、1946年に郷里である山梨の地に山梨実践女子高等学院を創設したことに始まります。その際に、教育の支柱としたのが「建学の精神」です。</p> <p>《建学の精神》</p> <p>本学ハ日本精神ヲ主義トスル          本学ハ祖国ノ指導者養成ヲ旗幟トスル          本学ハ徳ヲ樹ツルコトヲ理想トスル</p> <p><b>(2) 教育理念（理想とする人材像）</b></p> <p>この「建学の精神」は校歌にも表現されており、長らく教職員や学生に親しまれてきました。しかし、その定められた時期が終戦直後ということもあり、次第に教職員の理解も一様ではなくなるとともに、その表現から、学生にも理解しにくいものとなりつつありました。</p> <p>そこで、現代にふさわしい「建学の精神」の解釈を確認する作業を定期的に行い、特に「建学の精神」の現代的解釈として「教育理念」を位置付けました。この「教育理念」は本</p>	<p>本法人は、新しい学園哲学「C2C」を基に 2021 年度に法人名称を変更し、それを受け、本大学では教育理念の改訂を行いました。</p> <p>これに加え、これからの時代を生き抜くための「たくましく生きる力」を教育目標として、本大学での機関決定の後に、全教員対象の会議で発表を行うなど、構成員への理解・浸透を行っています。</p> <p>(自己点検評価書 III. 基準1)</p>

<p>大学が育成する人材像を示しており、2021年に改訂が行なわれています。</p> <p>《教育理念》(2021年改訂)</p> <p>山梨学院大学は</p> <p>広い国際的視野を持ち</p> <p>実践的な知識と技能を備え</p> <p>創造力と行動力を発揮して</p> <p>理想の未来を創る人材を育成する</p>	
---	--

## 1-2 教育と研究の目的 (私立大学の使命)

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 建学の精神や教育理念に基づく教育目的等</b></p> <p>本大学の「建学の精神」や「教育理念」に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。</p> <p>① 大学の教育目的等</p> <p>本大学は、法令の定めるところに従い法学、経営学、栄養学、国際リベラルアーツ及びスポーツ科学の理論とその応用とを教授研究し、広い教養と深い専門の知識をもつ有為の人材を養成することを目的としています。</p> <p>② 学部及び研究科の教育目的等</p> <p>・法学部</p> <p>法学科においては、法学の基本的素養を備え、公正・公平の観点から現代社会が直面する諸問題に対応できる能力を養成し、もって社会正義の実現に貢献できる人間の育成を教育目的としています。</p> <p>政治行政学科においては、現代における公共空間の変容に対応した、行政、市民、企業を主たる担い手とする政治社会のあり方に関する歴史的、理論的、政策志向的な教育・研究に取り組み、公共性と社会性を備えた人間としての人格的成長を促進していくことを教育目的としています。</p> <p>・経営学部</p> <p>経営学・マーケティング・会計学・経済学などの専門知識を有したうえで、それらを主体的に実践する能力、及び社会に対する関心・法令遵守の精神や誠実さといった社会性・倫理性を養うことを教育目的としています。</p> <p>・健康栄養学部</p>	<p>本大学では、大学学則および大学院学則に、「目的及び使命」を定め、大学全体としての教育目的に関する考え方を示しています。</p> <p>このもとに、学部における教育の特色を打ち出した、学部学科の教育目的をそれぞれ定めています。</p> <p>(自己点検評価書 III. 基準1、基準3)</p>

<p>管理栄養士の養成を中核として、保健・医療・教育・福祉・介護の分野において健康の保持増進・疾病の予防と改善を目指す栄養マネジメントを遂行できる能力を育成するとともに、地域社会の食生活と健康の向上に貢献する資質を養うことを教育目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際リベラルアーツ学部</li> </ul> <p>英語による卓越したコミュニケーション能力と国際的な視点に基づく教育の実践により、グローバルな視野を有する専門知識を身に付けた実践力ある人材を養成し、国際社会及び地域社会に貢献することを教育目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ科学部</li> </ul> <p>スポーツ科学の知と技の修得とスポーツ競技力の向上・実技能力の向上を基盤とし、トップスポーツ（競技者のスポーツ）と地域スポーツ（みんなのスポーツ）との好循環システムを推進していくことのできる人材を育成し、国内外のスポーツ振興に貢献することを教育目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会科学研究所</li> </ul> <p>日本文化への深い理解と広い国際的視野をもち、豊かな教養と創造力を備え、激動する社会を生き抜く健康な心身とあわせて、とくに、高度の専門性を有する職業等に必要な能力をもった人材を育成することを目的としています。</p>	
<p><b>(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。</li> <li>② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会で進捗状況を管理把握するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。</li> <li>③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。</li> <li>④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。</li> <li>⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人</li> </ol>	<p>使命・目的の実現のため、「中期計画(令和2(2020)年～令和6(2024)年)」、単年度の「事業計画」、それに付随する年度予算を定め、評議員会へ諮問された後、法人の最高意思決定機関である理事会により審議・決定されています。また、中期計画は定期的に見直すこととしています。</p> <p>事務職員の人材養成・確保の観点からも、スタッフ・ディベロップメントの強化を図っています。</p> <p>(自己点検評価書 III.基準5、基準4)</p>

<p>全体の取組みを徹底します。</p> <p>⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例は次のとおりです。</p> <p>ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標</p> <p>イ 教育改革の具体策と実現見通し</p> <p>ウ 経営・ガバナンス強化策</p> <p>エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開</p> <p>オ 財政基盤の安定化策</p> <p>カ 設置校の入学定員確保策</p> <p>キ 設置校の教育環境整備計画</p> <p>ク グローバル化、ICT 化策</p> <p>ケ 計画実現のための PDCA 体制</p>	
<p><b>(3) 私立大学の社会的責任等</b></p> <p>① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本大学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。</p> <p>② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性のほか、地域貢献等も念頭に学校法人経営を進めます。</p> <p>③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（2015年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。</p>	<p>運営基盤強化については、ガバナンス体制の検証を自主的に行い、教育・研究・社会貢献機能の最大化に資する体制整備に努めております。</p> <p>経営の透明性確保については、監事による業務監査及び有限責任監査法人による会計監査を実施しています。さらに、監事が理事会及び評議員会、大学協議会等の重要会議に出席することで、意思決定過程の透明性を確保しています。また、経営に係る情報を法人ホームページで公表しています。</p> <p>学生を最優先に考えることはもちろん、ステークホルダーとの良好な関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭においた経営を行っています。</p> <p>本大学では、アジアをはじめ、世界各国から集まる留学生を受け入れ、多様化した学修環境にあります。このほか、障がいを持つ学生への支援も拡充し、多様性の対応を強化しています。</p> <p>（自己点検評価書 III. 基準 2, 基準 5, 独自基準）</p>



## 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

### 前文

本大学は私立大学として、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

### 2-1 理事会

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 理事会の役割</b></p> <p>① 理事会は、意思決定の議決機関としての役割を持つことから、理事会は、学校法人の経営強化を念頭において業務を決し、理事の職務執行を監督します。</p> <p>② 理事会の議決事項を明確にするために、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。</p> <p>イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。</p> <p>ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p> <p>③ 理事会は、理事及び大学運営責任者の業務執行の監督について、次のとおり行います。</p> <p>ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。</p> <p>イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p> <p>④ 学長への権限委任について、次のとおり行います。</p> <p>ア 学長は、理事会の決めた方針に基づき、本大学運営にあたります。</p>	<p>理事会は法人の最高意思決定機関として業務を決すると同時に、理事の職務執行を監督しています。また、理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう、必要に応じて出席または陪席を求めるなど留意しています。</p> <p>なお、理事会において審議及び報告された事項は、議事録に記録し、保管しています。</p> <p>本大学では、学長が1号理事に就任し、理事会で決めた方針に基づき、本大学運営を行っており、3名の副学長を配置し、各々担当業務を分担させ、管理する体制としています。理事会による理事及び大学運営責任者への実効性の高い監督が行われており、また、大学の業務等の評価を適切に行い、その評価を業務改善に活かしています。</p> <p>理事会を招集する際には、開催日時並びに会議に付議する事項及び資料を会議の7日前までに発し、審議に必要な時間を十分に確保しています。審議の際、特別の利害関係を有する理事は、理事会の議決に加わることはでき</p>

<p>イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。</p> <p>ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。</p> <p>⑤ 実効性のある開催について、次のとおり行います。</p> <p>ア 理事会は、予想される審議事項について、事前に決定して全理事で共有します。</p> <p>イ 審議に必要な時間は十分に確保します。</p> <p>⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。</p> <p>⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p> <p>⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。</p> <p>⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。</p>	<p>ません。</p> <p>役員はその任務を怠ったときは、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負いますが、役員の本法人に対する責任が加重とならないよう責任限定契約を締結しています。</p> <p>(自己点検評価書 III 基準 5)</p>
---	---

## 2-2 理事

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化</b></p> <p>① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。</p> <p>② 理事長を補佐し助言する理事として、専務理事を置き、理事長の代理権限順位も明確に定めます。</p> <p>③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。</p> <p>④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。</p> <p>⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告</p>	<p>理事長は本法人を代表し、その業務を総理しています。理事長を補佐し助言するため、専務理事を置くとともに、理事長が欠けたときの職務代行順位を定めており、専務理事を職務代行第1順位としています。</p> <p>理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人の為忠実にその職務を行っており、解任や善管注意義務、損害賠償責任義務に関しても、寄附行為で明確に定めています。特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることが</p>

<p>します。</p> <p>⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。</p>	<p>できず、理事と本法人との間で利益相反取引が行われる場合には、事前に理事会の承認が必要です。法令に基づく適切な運営が確保されています。</p>
<p><b>(2) 学内理事の役割</b></p> <p>① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。</p> <p>② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。</p>	<p>教職員理事は、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務遂行を推進しています。また、教職員理事の教職員としての業務量などの配慮を行い、理事としての業務を遂行しています。</p>
<p><b>(3) 外部理事の役割</b></p> <p>① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。</p> <p>② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。</p> <p>③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p>	<p>非常勤理事（外部理事）は2名選任しています。両名とも企業経営又は医療法人の経営者であり、経営力・マネジメントの強化のため理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事として業務を遂行しています。</p> <p>審議事項に関しては理事会開催7日前までに理事会資料を送付し、法人運営状況についても適宜、理事長または法人事務局長から説明しています。</p>
<p><b>(4) 理事への研修機会の提供と充実</b></p> <p>全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実努めます。</p>	<p>法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況及び課題等を共有し意見交換する機会を定期的に設けています。学内理事については、学内外の各種研修等への派遣、関連書籍・専門誌による情報提供等を行っています。</p>

## 2-3 監事

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 監事の責務（役割・職務範囲）</b></p> <p>① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p>	<p>監事はその任務を怠ったときは、この法人に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。</p>

<p>② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。</p> <p>③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。</p> <p>④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとしします。</p> <p>⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。</p>	<p>監事は、理事会・評議員会や大学協議会などの重要会議に出席するとともに、業務監査、財務監査及び理事の業務執行の監査結果について理事会・評議員会へ報告しています。なお、監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの所轄庁への報告、理事会・評議員会の招集請求、法人へ損害を生じさせるおそれがある理事への行為ととりやめなどに関しては、寄附行為で適切に定めています。</p>
<p><b>(2) 監事の選任</b></p> <p>① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事会において選出した候補者から、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。</p> <p>② 監事は2名置くこととします。</p> <p>③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。</p>	<p>監事は、本法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任しており、寄附行為の定めにより2名配置しています。</p>
<p><b>(3) 監事監査基準</b></p> <p>① 監査機能の強化のため、監事監査規則を作成しています。</p> <p>② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。</p> <p>③ 監事は、監事監査規則に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。</p>	<p>本法人は、監査機能の強化のため、監事監査規則を定めています。</p> <p>監事は、監査計画に基づき業務監査及び財産監査を実施、監査報告書を作成し、理事会・評議員会に報告します。また、監査報告書は本大学ホームページにて公表しています。</p>
<p><b>(4) 監事業務を支援するための体制整備</b></p> <p>① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。</p> <p>② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p> <p>③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うた</p>	<p>監事は、監事監査規則第11条及び第12条の定めにより、公認会計士及び内部監査チームと意見を交換し、監事監査の機能の充実に図っています。</p> <p>監事には、理事会開催7日前までに理事会資料を送付し、法人運営状況についても適宜、理事長または法人事務局長から説明しています。</p>

<p>めの監事サポート体制を整えます。</p> <p>④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。</p>	<p>監事に係る庶務業務は法人本部総務部が行い、各設置学校・事務部門との連絡調整を行い、業務監査が滞りなく実施できる体制を整えています。</p>
<p><b>(5) 常勤監事の設置</b></p> <p>監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置します。</p>	<p>本法人の監事2名のうち、1名を常勤監事としています。</p>

## 2-4 評議員会

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 諮問機関としての役割</b></p> <p>次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。</p> <p>① 予算、事業計画に関する事項</p> <p>② 中期的な計画の策定</p> <p>③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項</p> <p>④ 役員報酬に関する基準の策定</p> <p>⑤ 寄附行為の変更</p> <p>⑥ 合併</p> <p>⑦ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散</p> <p>⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項</p> <p>⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの</p>	<p>理事長は、評議員会に対し、あらかじめ寄附行為に定めた事項について諮問しています。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に参加することができません。</p>
<p><b>(2) 運営方法の改善</b></p> <p>評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。</p>	<p>意見を踏まえ審議を行うために、学外者からは当該業界から捉えた見解を、設置学校や事務部門の管理職に就いている者からは各部門における状況報告等も交えながら所見を問うよう、議長が心がけています。</p>
<p><b>(3) 評議員会の権限</b></p> <p>評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。</p>	<p>評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から</p>

	報告を徴しています。
<p><b>(4) 監事の選任</b></p> <p>評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。</p>	<p>監事の選任は、寄附行為第7条の定めにより、事前に当該監事の資質や専門性について十分検討し選定した監事候補者から行われ、選任に際し、評議員会の同意を得るための審議をしています。</p>

## 2-5 評議員

本学がバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 評議員の選任</b></p> <p>① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。</p> <p>② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。</p> <p>ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。</p> <p>④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。</p>	<p>評議員の定数は、私立学校法第41条「評議員会は理事の2倍をこえる数の評議員をもって、組織する。」に則り、寄附行為第18条に理事定数7人の倍を超える15人と定め、適切に選任しています。</p> <p>評議員となるものは、寄附行為第22条の定めにより、次に掲げる者としています。</p> <p>① 山梨学院大学学長</p> <p>② 本法人の職員(山梨学院大学学長を除く。)で、理事会において推薦された者の中から、評議員会において選任した者4名</p> <p>③ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもの(前2号に規定する者を除く。)のうちから、理事会において、選任した者2名</p> <p>④ 学識経験者(前3号に規定する者を除く。)のうちから、理事会において選任した者8名</p>
<p><b>(1) 評議員への研修機会の提供と充実</b></p> <p>① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行</p>	<p>評議員会での審議事項については、開催7日前までに資料を送付しており、法人運営状況についても適宜、理</p>

<p>います。</p> <p>② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p>	<p>事長または法人事務局長から説明しています。</p>
---	------------------------------

### 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

#### 前文

学長の任免は、山梨学院大学学長規程に基づき、「理事会において選任する」とあり、同規程において、「学長は、理事会の決めた方針に基づき、本学運営の責に任ずる。」としています。私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

#### 3-1 学長

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 学長の責務（役割・職務範囲）</b></p> <p>① 学長は、学則第1条に掲げる「広い教養と深い専門の知識をもつ有為の人材を養成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。</p> <p>② 学長は、理事会の決めた方針に基づき、本大学運営にあたります。</p> <p>③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。</p>	<p>本大学は、学則に基づいて、学長、副学長等学長補佐、学部長体制により、効果的に学長のリーダーシップが組織内に発揮される体制をとっています。</p> <p>学校法人の経営情報については、毎年度当初に全体説明の機会を持っています。</p> <p>大学の決定を行う大学協議会においては、管理職による意見交換を踏まえた学長決定の体制を整えています。</p> <p>（自己点検評価書 III. 基準4）</p>
<p><b>(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）</b></p> <p>① 大学に副学長を置くことができるようにしており、山梨学院大学副学長規程において「副学長は、次に定める分掌に基づいて、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」とし、その職務についても同規程に定めています。</p> <p>② 大学に学長補佐を置くことができるようにしており、組織及び職制に関する規則において、学長を補佐する</p>	<p>副学長による担当領域（教育研究担当・国際化担当・管理運営担当）の統括に加え、教学事項についての学長補佐（カリキュラム担当、教学政策担当、学生支援担当）の体制をもち、十分な学長補佐機能を確保しています。</p> <p>（自己点検評価書 III. 基準4）</p>

<p>機関として明確に位置付けています。</p> <p>③ 学部長の役割については、組織及び職制に関する規則において、学部長は学長の指示を受け、当該学部・学科を統括するとしています。</p>	
---	--

### 3-2 教授会

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）</b></p> <p>大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については学則第 50 条に定められています。ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>	<p>学則に基づき、学部教授会を設置しています。</p> <p>(自己点検評価書 III. 基準 4)</p>

## 第 4 章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

### 前文

本大学も私立大学として、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う本大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

### 4-1 学生に対して

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 学生に対して</b></p> <p>学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。</p> <p>① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）</p> <p>ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、</p>	<p>本大学では、全学および学部ごとに設定した3つのポリシーを公表しています。</p> <p>前年度の教育活動に対して、自己点検評価事業および教学マネジメント事業を行い、教育改善を行いながら、その評価書を公表しています。</p> <p>ハラスメントについては、ハラスメントの防止に関する規則、相談・通報</p>



<p>その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。</p> <p>③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。</p>	<p>窓口規程を定めて、適切に対処しています。</p> <p>（自己点検評価書 III. 基準 1, 基準 3, 基準 5）</p>
---	--

#### 4-2 教職員に対して

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 教職協働</b></p> <p>実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p>	<p>本大学では、自己点検評価事業および教学マネジメント事業において、また学修支援事業や国際関連業務について、教職協働体制により、効果的な教育活動を推進しています</p> <p>（自己点検評価書 III. 基準 2、基準 4、基準 6）。</p>
<p><b>(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD</b></p> <p>全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。</p> <p>① ボード・ディベロップメント：BD</p> <p>ア 理事長は、事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度実施します。</p> <p>イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。</p> <p>② ファカルティ・ディベロップメント：FD</p> <p>ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。</p> <p>イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。</p>	<p>本大学は、経営組織による事業管理を適切に行っています。</p> <p>理事長は、中期計画及び事業計画の策定と報告を通じて各設置学校の事業に係る PDCA を毎年度実施しています。</p> <p>また、監事は毎年度策定する監査計画及び監査報告書を理事会並びに評議員会に報告しています。</p> <p>本大学では、教育活動に対する自律的 点検を行い、年間計画のもとに教職員それぞれの研修事業を行い、大学全体としての教育力の向上に努めています。</p> <p>（自己点検評価書 III. 基準 4、基準 5、基準 6）</p>

<p>③ スタッフ・ディベロップメント：SD</p> <p>ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。</p> <p>イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。</p> <p>ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p>	
(3)	

#### 4-3 社会に対して

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 認証評価及び自己点検・評価</b></p> <p>① 認証評価</p> <p>2004 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本大学も 2016 年に公益財団法人日本高等教育評価機構の評価を受審し、大学評価基準を満たしていると認定されました。今後も評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p> <p>② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施</p> <p>教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。</p> <p>③ 学内外への情報公開</p> <p>自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p>	<p>本大学では、2023 年度に日本高等教育評価機構による評価を受審する予定となっています。受審年度以外は、毎年、自己点検評価事業を行い、全学的に改善点を把握して、大学運営の向上を図っています。</p> <p>これら点検事業は、大学ホームページで公表しています。</p> <p>(自己点検評価書 III. 基準 6)</p>
<p><b>(2) 社会貢献・地域連携</b></p> <p>① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教</p>	<p>創立以来 75 年以上にわたり、安定</p>

<p>育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p> <p>② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。</p> <p>③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた学習の場を広く提供します。</p> <p>④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。</p> <p>⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。</p>	<p>的な卒業生の輩出を通して、商業、公務、専門職等、様々な分野で社会に有為な人材を送り出しています。</p> <p>防災や環境問題の取組についても、法人および本大学の連携において取り組んでいます。</p> <p>(自己点検評価書 III. 基準 2、基準 5)</p>
---	---

#### 4-4 危機管理及び社会遵守

本学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 危機管理のための体制整備</b></p> <p>① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。</p> <p>ア 大規模災害</p> <p>イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）</p> <p>② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。</p> <p>ア 学生・生徒等の安全安心対策</p> <p>イ 減災・防災対策</p> <p>ウ ハラスメント防止対策</p> <p>エ 情報セキュリティ対策</p> <p>ウ その他のリスク防止対策</p> <p>③ 事業継続計画の策定に取り組めます</p>	<p>危機管理については、「危機管理規程」「山梨学院消防計画」「地震防災応急計画」を制定の上、「危機対応基本マニュアル」を毎年度作成し、教職員、学生に対し意識付けを行っている。また、人権に関しては「ハラスメントの防止に関する規則」「相談・通報窓口規程」を定め、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業介護休業等に関するハラスメントといった「職場ハラスメント」の防止及び排除のための措置を定めているほか、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を規定しています。</p> <p>(自己点検評価書 III. 基準 5)</p>
<p><b>(2) 法令遵守のための体制整備</b></p> <p>① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守する</p>	<p>本法人及び本大学は、学校教育法、学校教育法施行規則、大学設置基準等</p>

<p>よう組織的に取組みます。</p> <p>② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。</p>	<p>の法令及び本法人寄附行為、大学学則並びに寄附行為を組織的に順守するよう取り組んでいます。また、法令等に違反する行為又はその恐れがある行為に関する教職員等からの通報・相談について、「公益通報に関する規則」を定め、本学の教職員が法令違反に及んだ場合の公益通報の仕組みを整備しています</p> <p>（自己点検評価書 III. 基準 5, VI）</p>
--	---

## 第 5 章 透明性の確保（情報公開）

### 前文

私立大学である本大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

本大学も、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

### 5-1 情報公開の充実

本大学ガバナンス・コードの記載事項	点検状況
<p><b>(1) 法令上の情報公表</b></p> <p>公表すべき事項は学校教育法施行規則(第 172 条第 2 項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。</p> <p>① 教育・研究に資する情報公表</p> <p>ア 大学の教育研究上の目的</p>	<p>本大学においては、左記の項目について、大学ホームページで情報公表を行っています。</p> <p>学校法人に関する情報についても、法人ホームページにおいて、適切に公表しています。</p> <p>（自己点検評価書 III. 基準 3, 基準</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</li> <li>ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</li> <li>エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</li> <li>オ 教育研究上の基本組織</li> <li>カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績</li> <li>キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況</li> <li>ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画</li> <li>ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準</li> <li>コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境</li> <li>サ 授業料、入学金等の大学が徴収する費用</li> <li>シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援</li> <li>ス 学生が修得すべき知識及び能力</li> <li>② 学校法人に関する情報公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書</li> <li>イ 寄附行為</li> <li>ウ 監事の監査報告書</li> <li>エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）</li> <li>オ 役員報酬に関する基準 事業報告書</li> </ul> </li> </ul>	<p>5, 基準6)</p>
<p><b>(2) 自主的な情報公開</b></p> <p>法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開するように努めます</p>	<p>同上</p>
<p><b>(3) 情報公開の工夫等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記(1)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、法人本部に備え置き、請求があれば閲覧に供します。</li> <li>② 情報公開に当たっては、法令等に定められた方法、項目</li> </ul>	<p>同上</p>

等にしながら公開します。

- ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、学生便覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も工夫するように努めます。